

神戸市立鈴蘭台小学校いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

本校は、教職員・保護者・地域が連携し、いじめ問題に取り組むよう、平成25年6月28日公布、同年9月28日に施行されました「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を効果的に推進するため、基本的な方針（以下「鈴蘭台小学校基本方針」という。）を策定します。

1. いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、鈴蘭台小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの根本的な解決に向けて取り組みを進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行い、いじめの解決は「大人の責務」という強い思いをもって取り組みます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」平成25年）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

（「いじめ防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日 文部科学大臣決定）

3. 教職員の姿勢

- ・本校の教育目標「こころ豊かに生きる子」 いきいき・やさしく・たくましく を常に念頭において、教職員がひとつになって、一人一人が全力を出せる安心できる居場所作りに努めます。
- ・分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動や行事を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- ・児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換して共有に努めます。
- ・「未然防止」「早期発見」「早期対応」を常に心がけ、児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を様々な場面で児童に伝え、「いじめの解決は大人の責務」という姿勢で組織的に対応し、保護者や地域の方々とも連携します。

4. 鈴蘭台小学校いじめ問題対策委員会

(1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

- ・校長、教頭、学年教員、生活指導担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。
- ・毎月1回 定例会を開催し、報告、情報交換を行ないます。
- ・内容によっては、市教委、警察署、こども家庭センター等と連携します。連絡調整は教頭が行い

ます。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・児童、保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめ問題に関する理解と実践力を高めるための教職員や保護者の研修を計画、実施します。
- ・いじめの相談があった場合、いじめの事案が発生した場合、解決に向けての情報収集、協議、関係児童、保護者への対応などをこの組織が中心になって行います。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに留意しながら、本校教職員が共有するようにします。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

5. いじめの未然防止

いじめの問題においては、未然防止に取り組むことが最も重要であり、本校の最重要課題として、年間を通して予防的な取組を計画・実施します。

(1) 思いやりの心をはぐくむ教育

- ・授業をはじめ道德教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」をはぐくみます。

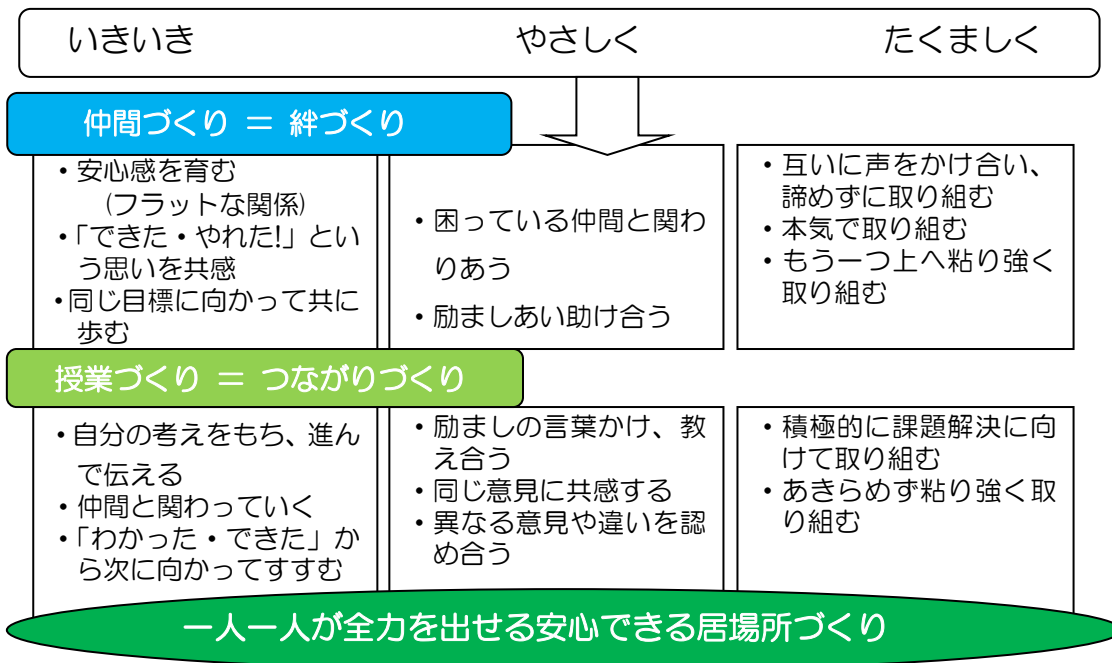
(2) 豊かな体験を通した心の教育と温かい集団づくり

- ・仲間同士で認め合い支え合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団づくりに取り組みます。
- ・「命の大切さを実感させる体験活動」「問題解決能力をはぐくむ自主的活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」等の取組を進めます。
- ・学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てます。

(3) 規範意識を身に付け、自浄力のある児童集団の育成

- ・すべての教育活動のなかで、決まりを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図ります。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知らせることは正しいことであるとあわせて指導します。

めざしていく子どもの姿



6. いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。

(1) 信頼関係の構築

- ・ 日常の教育活動全体を通じ、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。その上で担任を中心として深い信頼関係を築きます。

(2) 児童理解

- ・ 児童の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、一人一人の表情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意します。
- ・ 鈴蘭台いじめアンケートを低学年、高学年別を実施し、児童の立場に立って判断できるよう早期発見に向けて積極的に取り組みます。

(3) 相談体制の充実

- ・ 細かなことでも「報告・連絡・相談」を密にして、常に危機感を持ち、養護教員やスクールカウンセラーとの効果的な連携に努め、児童の悩みを受けとめる機会を充実させます。

(4) 校外相談機関との連携

- ・ 教育相談指導室やいじめ・体罰ホットライン（24時間電話相談）など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を児童や保護者に周知します。

7. いじめへの早期対応

いじめの兆候に気づいたときには、問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い、対応します。

(1) いじめの事実関係の把握

- ・ いじめられている児童、保護者からの聴き取りを素早く、詳細に共感的に受け止め、最後まで守り抜く安心感を与えます。
- ・ 関係児童だけでなく、周囲の児童からも事情を聴き取り、全職員で情報の共有を図り、組織的に対応をします。
- ・ 知りえた情報の取扱いに、個々の教員は細心の注意を払います。

(2) いじめの指導

- ・ 神戸市のいじめ指導三原則を遵守し、いじめられた子を守り通します。
- ・ 組織的な「ブレない」指導体制や方針を実行します。
- ・ いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気づかせ、責任の重大さを認識させます。
- ・ 児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の方針、相談体制等を伝えます。
- ・ 状況に応じて市教育委員会、北警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携します。
- ・ 指導後も継続的に、関係児童、保護者に対して指導を行います。

8. 特別な支援を要する児童への配慮

- ・ 特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常学級に在籍する特別支援を要する児童に対するいじめ未然防止・早期発見・早期対応には特に配慮します。そのためには、個々の児童を尊重する教育の推進をはじめ、すべての教育活動の中で、人権教育の充実を目指します。
- ・ いじめを許さぬ豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育が必要であり、特別支援

学級と通常の学級との交流及び協同学習を積極的に進めます。

9. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険防止やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を進め、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコン、携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼するとともに、学校への持ち込みは禁止します。

(2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の敏速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

10. 保護者・地域との連携

- ・PTA、ふれあい懇話会、青少年問題協議会、神戸っ子応援団等、保護者や地域と連携し、あいさつ運動、見守り活動、いじめ防止キャンペーン等に取り組み、地域が一体となって、児童の様子を積極的に見守ります。

☆「NHK いじめを考えるキャンペーン 100万人の行動宣言」への全児童の参加

- ・PTA や地域の会議等に積極的に参加し、学校がいじめ問題への取組について情報を発信します。
- ・児童、保護者、地域と一緒に参加する会議を開催し、地域ぐるみでいじめの問題に取り組みます。

11. 関連機関との連携

学校の指導だけでは十分な効果をあげることが困難な場合を想定して、関係機関（北警察署、神戸北部少年サポートセンター、こども家庭センター、医療機関、法務局等）と適切な関係を保ち、連携体制を構築しておきます。

12. 重大事態への対処

(1) 重大事態の報告と調査

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告し、連携します。
- ・市教育委員会の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査します。
- ・個人情報の管理、保護を厳守します。

(2) 調査結果の報告

- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出します。
- ・いじめを受けた児童や保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について適時、適切な方法で説明します。

13. その他

- ・本校は、校内いじめ問題対策委員会が中心となって、すべての職員が共通理解をすることによって、適宜、鈴蘭台小学校基本方針を見直し、必要があると認められたときは改訂します。

平成 29 年 4 月

神戸市立鈴蘭台小学校長 榎田 水菜子